



令和4年4月5日  
中部地方整備局  
港湾空港部

## 令和3年度第2回総合評価審査委員会 第二部会・第四部会を開催しました

中部地方整備局では、総合評価審査委員会第二部会・第四部会を開催し、令和4年度第1／四半期に発注する工事及び業務に関して、技術提案の審査、評価内容等が中立かつ公正なものとなるよう学識経験者等で構成された中部地方整備局総合評価審査委員会にて審議を行いました。

また、工事及び業務において、令和4年4月1日以降に公告等する発注案件から適用する予定の「評価基準等の見直し」についても審議を行い、上記審議と併せて了承されました。

審議の内容について、以下のとおり公表いたします。

1. 日時 令和4年3月15日（火） 14時00分より16時00分まで

2. 場所 中部地方整備局（丸の内庁舎）（Web形式）  
（住所：〒460-8517 名古屋市中区丸の内二丁目1番36号）

### 3. 議事概要

第二部会、第四部会共通

- ・ 令和4年度（第1／四半期）の発注予定案件
- ・ 評価基準等の見直し（案）

4. 関係資料 別添のとおり

### 5. 問い合わせ先

国土交通省中部地方整備局 港湾空港部 品質確保室  
技術審査官 堀池 昌生（ほりいけ まさたか）  
品質確保室長 森角 信三（もりかく しんぞう）  
TEL：052-209-6331、FAX：052-209-6333

以上

【中部地方整備局総合評価審査委員会 第二部会及び第四部会 委員名簿】

委員 加藤 茂(かとう しげる) 豊橋技術科学大学 教授

委員 北野 利一(きたの としかず) 名古屋工業大学 教授

委員 小林 智尚(こばやし ともなお) 岐阜大学 教授

委員 水谷 法美(みずたに のりみ) 名古屋大学大学院 教授

(五十音順)

## 令和4年度(第1／四半期)の発注予定案件審議数

＜第二部会＞			
令和4年度(第1／四半期)工事の発注予定案件			案件数は公告日を基準
総合評価種別	契約方式	令和4年度	
		審議済み	第1／四半期予定 今回審議案件数
技術提案評価型(S型)	一般競争 (WTO)	3	0
	一般競争	3	3
	小計	6	3
施工能力評価型(I型) (施工計画重視型)	一般競争	2	0
施工能力評価型(I型)	一般競争	2	4
施工能力評価型(II型)	一般競争	2	10
合計		12	17

＜第四部会＞			
令和4年度(第1／四半期)業務の発注予定案件			案件数は公告日を基準
契約方式別	令和4年度		
	審議済み	第1／四半期予定 今回審議案件数	
プロポーザル方式(WTO)	0	0	
プロポーザル方式(簡易公募型)	2	12	
総合評価落札方式(標準型)	17	15	
総合評価落札方式(簡易型)	11	20	
合計	30	47	

総合評価落札方式の評価基準の見直し（案）について

**令和4年4月1日以降に公告する工事より適用**

# 総合評価落札方式の評価基準の見直しについて

1. 企業の能力等の基準見直しについて
  - 「地元作業船の活用」の評価について . . . . . 1
  - 「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」に伴う、「企業の施工実績」の評価基準の見直し . . . . . 3
2. 技術者の能力等の基準見直しについて
  - 「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」に伴う、「技術者の施工実績」の評価基準の見直し . . . . . 5
  - 「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」に伴う、「技術者の表彰」の評価基準の見直し . . . . . 6
  - 「特例監理技術者及び監理技術者補佐」の施工実績の評価 . . . . . 8

# 1. 企業の能力等の基準見直しについて

## 方針 「地元作業船の活用」の評価について

大規模災害時の航路啓開・応急復旧作業を担う作業船の保有・維持を促進するため、地域の安全・安心を担う地元企業が所有する船舶を当該工事に使用する場合に評価する「地元作業船の評価」を追加する。

WTO、チャレンジ型以外の当局指定の工事に適用

### 現行基準

特になし



### 新基準

- 地元企業が所有する船舶を当該工種の作業日数の50%以上に使用する場合について評価する。  
※地元企業が所有する船舶とは、地元企業が100%自社保有の船舶の他、親会社が50%以上の株式を保有している子会社100%所有の船舶又は親会社と共有で100%所有する船舶、もしくはファイナンスリース船舶を指す。  
【評価対象船舶】  
グラブ浚渫船、バックホウ浚渫船、旋回起重機船、固定起重機船、クレーン付台船
- 元請け、下請け企業に関わらず加点評価する。
- 作業船の保有者を確認する資料として、「登記簿」の写しを求めるものとする。  
※本評価は企業の能力等「作業船の保有等」に換えて評価を実施する。

#### ※当局指定の工事

技術提案評価型S型による「港湾土木工事（A等級対象工事）」  
「港湾等しゅんせつ工事（A等級対象工事）」において、主作業船を使用する工事より選定。

# 1. 企業の能力等の基準見直しについて

## ◆「地元作業船の活用」の評価表

新規追加

評価項目		評価基準	配点	
地元作業船の活用	地元企業が所有する作業船をそれぞれ指定(「別記条件書」に記載)している当該工種の作業日数の50%以上に使用(注1)	地元企業の所有する作業船を使用	1.0点	1.0点
		使用なし	0.0点	
	上記項目(当該工事に使用する地元企業が所有する作業船)で評価した作業船の環境性能(注2)(注3)(注4)(注5)	全ての原動機が環境性能を満足	1.0点	1.0点
		いずれかの原動機が環境性能を満足していない	0.0点	
	作業船の新造(注2)(注3)(注6)	地元企業が自ら新造し、かつ作業船の財産を所有し環境性能を満足する	1.5点	1.5点
		新造なし	0.0点	

※本評価は、企業の能力等「作業船の保有等」に換えて評価を実施する。

- (注1) 地元企業とは、愛知県・三重県で施工する工事は愛知県又は三重県に本社・本店を有している企業、静岡県で施工する工事は静岡県内に本社・本店を有している企業とする。
- (注2) 環境性能を満足する作業船とは「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)」第19条の3に基づく「窒素酸化物の放出量に係る放出基準」(平成22年改正)を満足していることとする。
- (注3) 「環境性能」と「新造」の重複した評価はしない。
- (注4) 平成22年改正前の「窒素酸化物の放出量に係る放出基準」を満足している作業船の申請については、配点に0.5を乗じた値を評価対象の加算点とする。
- (注5) 加点期間は、作業船に設置されたクレーン原動機や主発電機等の「全ての原動機製造後(新品取替)」については原動機製造後(新品取替)15年、「中古船の買収」については建造後15年とする。
- (注6) 平成22年7月以降に自ら「新造」したものを対象とし、加点期間は新造後15年とする。

※受注者の責により、申請した地元作業船を当該工種の作業日数の50%以上に使用できなかった場合、工事成績評定点から3点減点とする。受注者の責によらない場合は、この限りではない。

# 1. 企業の能力等の基準見直しについて

## ◆「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰者」の評価について

国内の技術者の今後の海外進出や国内外の技術者の相互活用を促進するため、海外インフラプロジェクトに従事した本邦企業その他法人の技術者の実績を認定し、特に優秀な者については表彰する「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」が令和2年度より創設された。

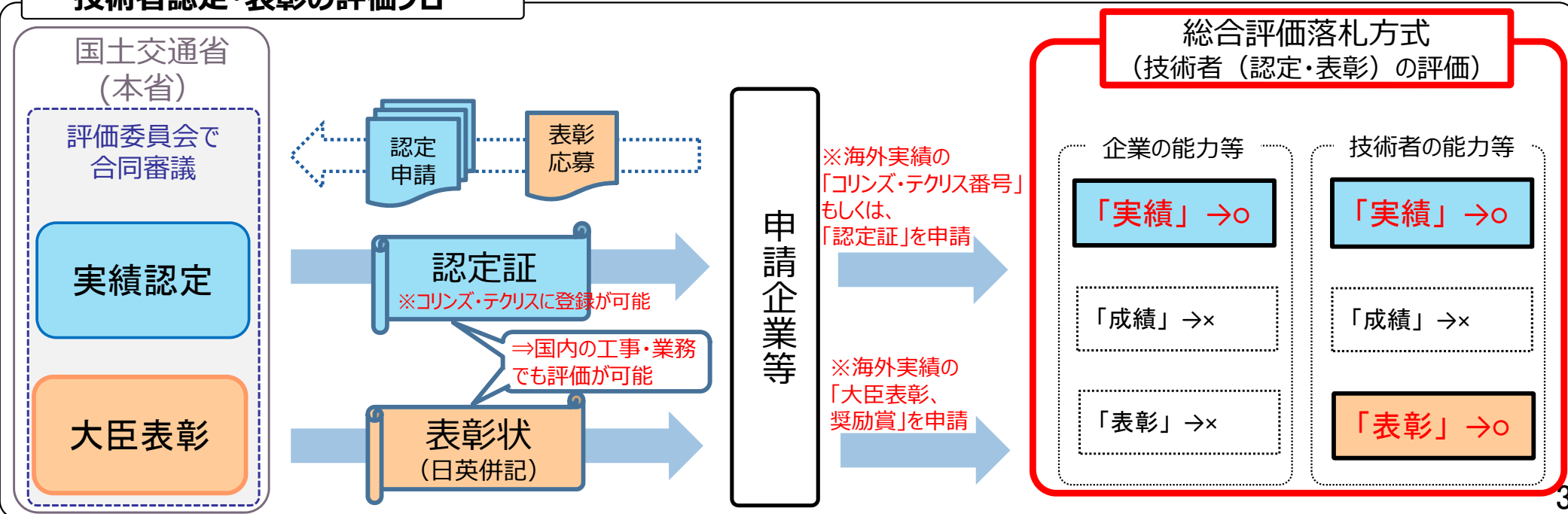
### 背景

- 建設業の海外進出、技術者の国内外の流動性を高める必要。
- 一方、直轄工事（業務）等で実績評価の際に用いるデータベース（コリンズ・テクリス）への登録には、発注者の確認（サイン）が必要であることから海外の実績登録が進んでおらず、当該実績が国内公共工事（業務）の調達において評価されない。
- 国内の公共事業において、海外工事（業務）等の実績を評価する仕組みが必要。

### 目的

- 今後の海外進出や国内外の技術者の流動化を促進するため、海外インフラプロジェクトに従事した本邦企業の技術者の実績を認定し、特に優秀な者については表彰する制度を創設するとともに、本認定・表彰の結果を国内工事・業務の入札時に評価する。

### 技術者認定・表彰の評価フロー





# 1. 企業の能力等の基準見直しについて

方針 「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」に伴う、  
「企業の施工実績」の評価基準の見直し

本認定・表彰制度により、認定された海外実績を国内工事の実績と同様に評価する。

「海外実績認定」されたものについて、その海外実績を「企業の施工実績」の『対象』とする。

全工事に適用

## 現行基準

- ・記載なし



## 新基準

- ・「海外実績認定」され、「直轄工事等で実績評価の際に用いるデータベース（コリンズ）に登録されたもの」もしくは「国土交通省が発行する海外認定・表彰制度の認定証の写し及び当該工事の内容について確認出来る日本語で記載された資料」が提出され、同種工事として適合した海外の工事实績を、国内工事の実績と同様に  
「企業の施工実績」の『対象』とする。

## 2. 技術者の能力等の基準見直しについて

方針 「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」に伴う、  
「技術者の施工実績」の評価基準の見直し

本認定・表彰制度により、認定された海外実績を国内工事の実績と同様に評価する。

「海外実績認定」されたものについて、その海外実績を「技術者の施工実績」の『対象』とする。

全工事に適用

### 現行基準

- 記載なし



### 新基準

- 「海外実績認定」され、「直轄工事等で実績評価の際に用いるデータベース（コリンズ）に登録されたもの」もしくは「国土交通省が発行する海外認定・表彰制度の認定証の写し及び当該工事の内容について確認出来る日本語で記載された資料」が提出され、同種工事として適合した海外の工事実績を、国内工事の実績と同様に  
「技術者の施工実績」の『対象』とする。

## 2. 技術者の能力等の基準見直しについて

方針 「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」に伴う、  
「技術者の表彰」の評価基準の見直し

本認定・表彰制度により、認定された海外実績を国内工事の実績と同様に評価する。

「技術者の表彰」において、「海外インフラプロジェクト技術者表彰」を受けた実績を評価する。

WTO、チャレンジ型以外の工事に適用

### 現行基準

・中部地方整備局（港湾空港関係）の  
「当該工種の優良工事技術者表彰」の  
（過去3年間）の実績

- ・優良工事技術者表彰ありの場合 1点
- ・表彰なしの場合 0点



### 新基準

・中部地方整備局（港湾空港関係）の  
「当該工種の優良工事技術者表彰」、  
「当該工種の海外インフラプロジェクト技術者表彰」  
の（過去3年間）の実績

- ・優良工事技術者表彰、または「海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣賞」  
の表彰ありの場合 1点
- ・「海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣奨励賞」の表彰ありの場合 0.5点
- ・表彰なしの場合 0点

※「海外インフラプロジェクト技術者表彰」の評価対象は、  
港湾、空港分野で当該工種の表彰をされたものとする。

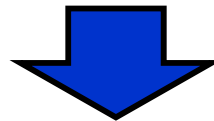
## 2. 技術者の能力等の基準見直しについて

### ◆「技術者の表彰」の評価表

見直し前

評価項目		評価基準	配点	
表彰	中部地方整備局(港湾空港関係)の当該工種の優良工事技術者表彰[過去3年間]	表彰あり	1.0点	1.0点
		表彰なし	0.0点	

※「中部地方整備局（港湾空港関係）」とは、中部地方整備局（港湾空港部）、清水港湾事務所、名古屋港湾事務所、三河港湾事務所、四日市港湾事務所、名古屋港湾空港技術調査事務所を指す。



※「海外インフラプロジェクト技術者表彰」を表彰項目の評価基準に追加

見直し後

評価項目		評価基準	配点	
表彰	中部地方整備局(港湾空港関係)の当該工種の優良工事技術者表彰、 <u>又は当該工種の海外インフラプロジェクト技術者表彰</u> [過去3年間]	<u>優良工事技術者表彰、または海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣賞の表彰あり</u>	1.0点	1.0点
		<u>海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣奨励賞の表彰あり</u>	0.5点	
		表彰なし	0.0点	

※「中部地方整備局（港湾空港関係）」とは、中部地方整備局（港湾空港部）、清水港湾事務所、名古屋港湾事務所、三河港湾事務所、四日市港湾事務所、名古屋港湾空港技術調査事務所を指す。

※「海外インフラプロジェクト技術者表彰」の評価対象は、港湾、空港分野で当該工種の表彰をされたものとする。

## 2. 技術者の能力等の基準見直しについて

### 方針 特例監理技術者及び監理技術者補佐の施工実績の評価

建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）及び監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）の施工実績の評価を追加する。

WTO（段階選抜を除く）以外の全工事に適用

#### 現行基準

- 過去15年間に完成・引渡しが完了した同種工事の実績（JVの出資比率は20%以上）
- より同種性の高い工事において、監理（主任）技術者あるいは現場代理人として従事  
2.5点（3点）
- より同種性の高い工事において、担当技術者として従事、または、同種性が認められる工事において、監理（主任）技術者あるいは現場代理人として従事  
1点（1点）
- 同種性が認められる工事において、担当技術者として従事  
0点（0点）

※（ ）内はチャレンジ型の配点



#### 新基準

- 過去15年間に完成・引渡しが完了した同種工事の実績（JVの出資比率は20%以上）
- より同種性の高い工事において、監理（主任）技術者、**特例監理技術者**あるいは現場代理人として従事  
2.5点（3点）
- より同種性の高い工事において、**監理技術者補佐あるいは**担当技術者として従事、または、同種性が認められる工事において、監理（主任）技術者、**特例監理技術者**あるいは現場代理人として従事  
1点（1点）
- 同種性が認められる工事において、**監理技術者補佐あるいは**担当技術者として従事  
0点（0点）

※（ ）内はチャレンジ型の配点

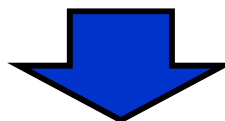
## 2. 技術者の能力等の基準見直しについて

### ◆「技術者の施工実績」の評価表

見直し前		評価項目	評価基準	配点
経験	過去15年間に完成・引渡しが完了した同種工事の実績 (JVは出資比率20%以上)	より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事	2.5点(3.0点)	
		より同種性の高い工事において、担当技術者として従事、または、同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事	1.0点(1.0点)	
		同種性が認められる工事において、担当技術者として従事	0.0点(0.0点)	

※WTOの場合は評価項目としない。(段階選抜対象工事を除く。)

※()内はチャレンジ型の配点



※「**特例監理技術者及び監理技術者補佐**」を評価基準に追加

見直し後		評価項目	評価基準	配点
経験	過去15年間に完成・引渡しが完了した同種工事の実績 (JVは出資比率20%以上)	より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者、 <b>特例監理技術者</b> あるいは現場代理人として従事	2.5点(3.0点)	
		より同種性の高い工事において、 <b>監理技術者補佐あるいは</b> 担当技術者として従事、または、同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者、 <b>特例監理技術者</b> あるいは現場代理人として従事	1.0点(1.0点)	
		同種性が認められる工事において、 <b>監理技術者補佐あるいは</b> 担当技術者として従事	0.0点(0.0点)	

※WTOの場合は評価項目としない。(段階選抜対象工事を除く。)

※()内はチャレンジ型の配点



# 評価基準の見直し(案)について

令和4年4月1日以降に公告(公示)する業務より適用



# 目次

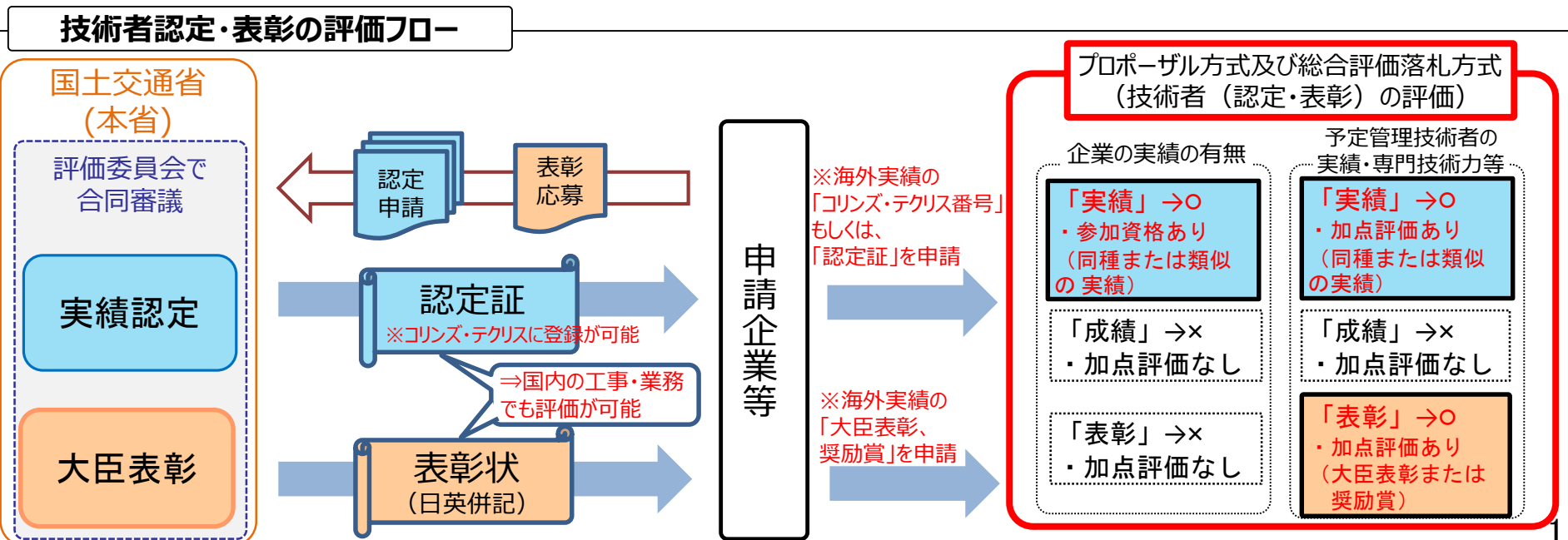
1. 「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」に係る評価について  
..... P1
2. 「災害活動への表彰」に係る評価について  
..... P5
3. 優良表彰における評価点の見直しについて  
..... P6
4. 請負業務成績平均点における評価点の見直しについて  
..... P9

# 1. 「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」に係る評価について(1)

◆国内の技術者の今後の海外進出や国内外の技術者の相互活用を促進するため、海外インフラプロジェクトに従事した本邦企業その他法人の技術者の実績を認定し、特に優秀な者については表彰する「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」が令和2年度より創設された。

- ### 背景
- 建設業の海外進出、技術者の国内外の流動性を高める必要。
  - 一方、直轄工事（業務）等で実績評価の際に用いるデータベース（コリンズ・テクリス）への登録には、発注者の確認（サイン）が必要であることから海外の実績登録が進んでおらず、当該実績が国内公共工事（業務）の調達において評価されない。
  - 国内の公共事業において、海外工事（業務）等の実績を評価する仕組みが必要。

- ### 目的
- 今後の海外進出や国内外の技術者の流動化を促進するため、海外インフラプロジェクトに従事した本邦企業の技術者の実績を認定し、特に優秀な者については表彰する制度を創設するとともに、本認定・表彰の結果を国内工事・業務の入札時に評価する。



# 1. 「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」に係る評価について(2)

◆「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定・表彰された業務について、その海外実績を「**企業の実績の有無**」の『**実績対象**』とする。

全業務（プロポーザル方式及び総合評価落札方式）に適用

## 現行基準

- ・過去10年間に受注した同種又は類似業務の実績  
ただし、全地方整備局、国土技術政策総合研究所及び沖縄総合事務局発注業務（いずれも港湾空港関係）の請負業務成績評定表の評定点が60点未満の場合は実績として認めない。



## 新基準

- ・過去10年間に受注した同種又は類似業務の実績  
ただし、全地方整備局、国土技術政策総合研究所及び沖縄総合事務局発注業務（いずれも港湾空港関係）の請負業務成績評定表の評定点が60点未満の場合は実績として認めない。

なお、「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」（以下「海外認定・表彰制度」という。）により港湾空港関係の実績として認定・表彰され、「直轄業務等で実績評価の際に用いるデータベース（テクリス）に登録されたもの」、もしくは「国土交通省が発行する海外認定・表彰制度の認定証の写し及び当該業務の内容について確認出来る日本語で記載された資料」の提出があり、同種・類似業務として適合していれば実績として認める。

# 1. 「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」に係る評価について(3)

◆「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定・表彰された業務について、その海外実績を「**予定管理技術者の実績の有無**」の『**実績及び評価対象**』とする。

全業務（プロポーザル方式及び総合評価落札方式）に適用

## 現行基準

- ・過去10年間に従事した同種又は類似業務の実績  
ただし、業務実績は技術者として従事した実績であれば、従事した際の立場（出向又は派遣）は、問わないが、照査技術者として従事した実績は除く。  
全地方整備局、国土技術政策総合研究所及び沖縄総合事務局発注業務（いずれも港湾空港関係）の請負業務成績評定表の評定点が60点未満の場合は実績として認めない。



## 新基準

- ・過去10年間に従事した同種又は類似業務の実績  
ただし、業務実績は技術者として従事した実績であれば、従事した際の立場（出向又は派遣）は、問わないが、照査技術者として従事した実績は除く。  
全地方整備局、国土技術政策総合研究所及び沖縄総合事務局発注業務（いずれも港湾空港関係）の請負業務成績評定表の評定点が60点未満の場合は実績として認めない。  
なお、「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」（以下「海外認定・表彰制度」という。）により港湾空港関係の実績として認定・表彰され、「直轄業務等で実績評価の際に用いるデータベース（テクリス）に登録されたもの」、もしくは「国土交通省が発行する海外認定・表彰制度の認定証の写し及び当該業務の内容について確認出来る日本語で記載された資料」の提出があり、同種・類似業務として適合していれば実績として認める。

# 1. 「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」に係る評価について(4)

◆「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定・表彰された業務について、その海外実績を「予定管理技術者の専門技術力」の『評価対象』とする。

## 現行基準

・中部地方整備局（港湾空港関係）発注の過去3年間の（建設コンサルタント等業務又は測量・調査業務）の優良業務技術者表彰および担当した業務の優良業務表彰の有無。

ただし、担当した業務は管理技術者、担当技術者の別は問わないが、照査技術者として従事した業務は除く。

<評価順位>

- ① 優良業務技術者の局長表彰の実績がある。
- ② 優良業務技術者の部長表彰又は事務所長表彰の実績がある。
- ③ 担当した業務の優良業務の局長表彰の実績がある。
- ④ 担当した業務の優良業務の部長表彰又は事務所長表彰の実績がある。

実績がない場合は加点しない。



## 新基準

全業務（プロポーザル方式及び総合評価落札方式）に適用

・中部地方整備局（港湾空港関係）発注の過去3年間の（建設コンサルタント等業務又は測量・調査業務）の優良業務技術者表彰および担当した業務の優良業務表彰の有無。

ただし、担当した業務は管理技術者、担当技術者の別は問わないが、照査技術者として従事した業務は除く。

なお、「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」（以下「海外認定・表彰制度」という。）により港湾空港関係の実績として、認定・表彰され、「直轄業務等で実績評価の際に用いるデータベース（テクリス）に登録されたもの」、もしくは「国土交通省が発行する海外認定・表彰制度の認定証の写し及び当該業務の内容について確認出来る日本語で記載された資料」の提出があり、かつ「海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通省大臣賞」又は「海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣奨励賞」の表彰がされている場合は、評価の対象とする。

<評価順位>

- ① 優良業務技術者の局長表彰の実績がある又は海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通省大臣賞の実績がある。
- ② 優良業務技術者の部長表彰又は事務所長表彰の実績がある、海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣奨励賞の実績がある。
- ③ 担当した業務の優良業務の局長表彰の実績がある。
- ④ 担当した業務の優良業務の部長表彰又は事務所長表彰の実績がある。

実績がない場合は加点しない。

# 2. 「災害活動への表彰」に係る評価について

◆発災時において、港湾施設の被災状況の把握、その後の応急復旧及び本復旧の設計などを迅速に推進するため、災害協定等に基づく相互協力体制の充実強化を図るべく、総合評価落札方式において災害活動への表彰(感謝状)に係る加点評価を行う。

◆「中部地方整備局(港湾空港関係)の災害協定等に基づく、災害活動実績に係る表彰(感謝状)」を受けた企業・技術者においては、その表彰実績を「予定管理技術者の専門技術力」の『評価対象』とする。

全業務(プロポーザル方式及び総合評価落札方式)に適用

**現行基準**

- 中部地方整備局(港湾空港関係)発注の過去3年間の(建設コンサルタント等業務又は測量・調査業務)の優良業務技術者表彰および担当した業務の優良業務表彰の有無。

ただし、担当した業務は管理技術者、担当技術者の別は問わないが、照査技術者として従事した業務は除く。

<評価順位>

- ① 優良業務技術者の局長表彰の実績がある。
- ② 優良業務技術者の部長表彰又は事務所長表彰の実績がある。
- ③ 担当した業務の優良業務の局長表彰の実績がある。
- ④ 担当した業務の優良業務の部長表彰又は事務所長表彰の実績がある。

実績がない場合は加点しない。



**新基準**

- 中部地方整備局(港湾空港関係)発注の過去3年間の(建設コンサルタント等業務又は測量・調査業務)の優良業務技術者表彰および担当した業務の優良業務表彰の有無。

ただし、担当した業務は管理技術者、担当技術者の別は問わないが、照査技術者として従事した業務は除く。

中部地方整備局(港湾空港関係)の災害協定等に基づく災害活動実績(建設コンサルタント等業務又は測量・調査業務)に係る表彰(感謝状)の有無。なお、公告日前1年以内に受賞したものに限り。

<評価順位>

- ① 優良業務技術者の局長表彰の実績がある又は海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通省大臣賞の実績がある。
- ② 優良業務技術者の部長表彰又は事務所長表彰の実績がある、海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通省奨励賞の実績がある。
- ③ 担当した業務の優良業務の局長表彰の実績がある又は災害活動実績に係る局長表彰(感謝状)の実績がある。
- ④ 担当した業務の優良業務の部長表彰、事務所長表彰の実績がある又は災害活動実績に係る事務所長表彰(感謝状)の実績がある。

実績がない場合は加点しない。

# 3. 優良表彰における評価点の見直しについて(1)

◆優良表彰評価(配点)が大きな割合を占めているため、表彰実績のない若手技術者が不利とならないよう表彰の評価点(配点)を見直す。  
 ◆現行基準の優良表彰の配点を最大「10点」満点→「6点」まで引き下げ、業務成績の配点と併せて評価点(配点)の見直しを行う。

### 現行基準

・中部地方整備局（港湾空港関係）発注の過去3年間の（建設コンサルタント等業務又は測量・調査業務）の優良業務技術者表彰および担当した業務の優良業務表彰の有無。

ただし、担当した業務は管理技術者、担当技術者の別は問わないが、照査技術者として従事した業務は除く。

<評価順位>（ ）はチャレンジ型

① 優良業務技術者の局長表彰の実績がある。	10点（5点）
② 優良業務技術者の部長表彰又は事務所長表彰の実績がある。	8点（4点）
③ 担当した業務の優良業務の局長表彰の実績がある。	6点（3点）
④ 担当した業務の優良業務の部長表彰又は事務所長表彰の実績がある。	4点（2点）

実績がない場合は加点しない。



### 新基準

・中部地方整備局（港湾空港関係）発注の過去3年間の（建設コンサルタント等業務又は測量・調査業務）の優良業務技術者表彰および担当した業務の優良業務表彰の有無。

ただし、担当した業務は管理技術者、担当技術者の別は問わないが、照査技術者として従事した業務は除く。

中部地方整備局（港湾空港関係）の災害協定等に基づく災害活動実績（建設コンサルタント等業務又は測量・調査業務）に係る表彰（感謝状）の有無。なお、公告日前1年以内に受賞したものに限り。

<評価順位>（ ）はチャレンジ型

① 優良業務技術者の局長表彰の実績がある又は海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通省大臣賞の実績がある。	6点（3点）
② 優良業務技術者の部長表彰又は事務所長表彰の実績がある、海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通省奨励賞の実績がある。	4点（2点）
③ 担当した業務の優良業務の局長表彰の実績がある又は災害活動実績に係る局長表彰（感謝状）の実績がある。	2点（1点）
④ 担当した業務の優良業務の部長表彰、事務所長表彰の実績がある又は災害活動実績に係る事務所長表彰（感謝状）の実績がある。	1点（0.5点）

実績がない場合は加点しない。

# 3. 優良表彰における評価点の見直しについて(2)

## 【総合評価落札方式における評価基準】

評価項目		簡易型(価格:技術=1:1)					標準型(価格:技術=1:2)					標準型(価格:技術=1:3)										
		測量・調査(1千万円以下)		測量・調査1千万円超/建設コンサルタント等		【チャレンジ型】 測量・調査/建設コンサルタント等	測量・調査/建設コンサルタント等		【チャレンジ型】 測量・調査/建設コンサルタント等		測量・調査/建設コンサルタント等		【チャレンジ型】 測量・調査/建設コンサルタント等									
		地域精進度なし	地域精進度あり	地域精進度なし	地域精進度あり	地域精進度なし	地域精進度なし	地域精進度あり	地域精進度なし	地域精進度あり	地域精進度なし	地域精進度あり	地域精進度なし	地域精進度あり								
現行	予定管理技術者の経験及び能力	80点	80点	80点	80点	50点	80点	80点	50点	80点	80点	50点	80点	80点	50点							
	技術者資格	20	10	20	10	20	20	15	20	15	10	15	10	10	15							
	業務実績(過去10年)	20	25	10	25	20	25	10	23	20	17	15	17	10	14	15	10	10	10	9		
	地域精進度(過去10年)		20		20		20				10				10							
現行	業務実績(過去3ヶ年度、全地整、国総研及び沖縄(いずれも港湾空港関係))	30	25	30	25	30	25	15	15	30	17	30	17	15	10	40	15	40	15	20	9	
	優良表彰(過去3ヶ年度、中部地整(港湾空港))	10		10		10		10		10		10		5		10		10		5		
新	業務実績(過去3ヶ年度、全地整、国総研及び沖縄(いずれも港湾空港関係))	34	25	34	25	34	25	17	15	34	17	34	17	17	10	44	15	44	15	22	9	
	優良表彰等(過去3ヶ年度、「中部地整(港湾空港)」「優良業務、災害活動表彰※」、海外インフラ表彰)	6		6		6		3		6		6		3		6		6		3		
入札段階	実施方針・実施フロー等	80点	80点	80点	80点	80点	72点	72点	72点	80点	80点	80点	160点	160点	160点							
	業務理解度	30		30		20		20		20		18		18		20		20		20		
	実施手順	25	50	25	50	20	50	20	50	20	62	18	30	18	30	18	34	20	25	20	25	27
	工程表	25		25		20		20		20		18		18		18		20		20		
	その他(有益な配慮事項)					20		20		20		18		18		18		20		20		
	評価テーマに対する技術提案							88点	88点	88点	160点	160点	160点									
	テーマ1	的確性	業務目的との整合性								22		22		22		20		20		20	
			着眼点・問題点・解決方法等の論理的整理・業務への有効性								22		22		22		20		20		20	
		実現性	説得力								22		22		22		20		20		20	
			提案内容の裏付け								22		22		22		20		20		20	
テーマ2	的確性	業務目的との整合性													20		20		20			
		着眼点・問題点・解決方法等の論理的整理・業務への有効性													20		20		20			
	実現性	説得力													20		20		20			
		提案内容の裏付け													20		20		20			
合計	技術点	160点					130点	240点	210点	320点			290点									
買上げを実施する企業に対する加点(技術点の5%以上)		9点					7点	13点	12点	17点			16点									
総計	技術点+加点	169点					137点	253点	222点	337点			306点									
備考	★総合評価(1:3)については、全国共通の発注方式による業務(例えば、気象海象情報の予測情報等提供業務など)を想定																					

※災害活動表彰は、公告日前1年以内に受賞したものに限定。



# 3. 優良表彰における評価点の見直しについて(3)

【プロポーザル方式における評価基準】

	評価項目	公募型・簡易公募型									
		特定テーマ×2				特定テーマ×1					
		地域精進度なし		地域精進度あり		地域精進度なし		地域精進度あり			
		点	割合	点	割合	点	割合	点	割合		
	予定管理技術者の経験及び能力	80点		80点		80点		80点			
	技術者資格	15	10%	10	10%	15	10%	10	10%		
	業務実績(過去10年)	15		10		15		10			
	地域精進度(過去10年)			10				10			
	現行	業務実績(過去3ヶ年度、全地整、国総研及び沖縄(いずれも港湾空港関係))	40	15%	40	15%	40	15%	40	15%	
優良表彰(過去3ヶ年度、中部地整(港湾空港))		10	10		10		10				
新	業務実績(過去3ヶ年度、全地整、国総研及び沖縄(いずれも港湾空港関係))	44	15%	44	15%	44	15%	44	15%		
	優良表彰等(過去3ヶ年度、「中部地整(港湾空港)優良業務、災害活動表彰 <sup>*</sup> 」、海外インフラ表彰)	6		6		6		6			
特 定 段 階	実施方針・実施フロー等	80点		80点		80点		80点			
	業務理解度	20	25%	20	25%	20	25%	20	25%		
	実施手順	20		20		20		20			
	工程表	20		20		20		20			
	その他(重要事項の指摘、代替案等の記載)	20		20		20		20			
	特定テーマに対する技術提案		160点		160点		160点		160点		
	テーマ1	的確性	業務目的との整合性	20	50%	50%	50%	50%	40	50%	
			着眼点・問題点・解決方法等の論理的整理・業務への有効性	20					40		
		実現性	説得力	20					20		40
			提案内容の裏付け	20					20		40
	テーマ2	的確性	業務目的との整合性	20	50%	50%	50%	50%		50%	
			着眼点・問題点・解決方法等の論理的整理・業務への有効性	20					20		
		実現性	説得力	20					20		
			提案内容の裏付け	20					20		
	合計		320点								
備考											

<sup>\*</sup>災害活動表彰は、公告日前1年以内に受賞したものに限り。

# 4. 請負業務成績平均点における評価点の見直しについて

- ◆ **近年の請負業務成績点の配点傾向を鑑みて、より適切な予定管理技術者への評価点を付与する事を目的に評価点(配点)を見直す。**
- ◆ **過去3年間(H30～R2d)の請負業務成績点の最低点は測量・調査業務及び建設コンサルタント等業務共に「65点以上」(最低点「67点」)ある事から、「65点未満」は実績のない場合と同様の「0点」とし、さらに評価点の刻みを請負業務成績点「1点」刻み(契約方式別最大点と請負業務平均成績点ごとの基準配点により換算し、評価点を計算)に変更する。**なお、60点未満の場合の非選定についての変更はしない。

全業務（プロポーザル方式及び総合評価落札方式）に適用

## 現行基準

請負業務平均成績点	評価点			
	公募型・簡易公募型プロポーザル 標準型(価格:技術=1:3) 最大点[40点]	標準型(価格:技術=1:3) チャレンジ型 最大点[20点]	標準型(価格:技術=1:2) 簡易型(価格:技術=1:1) 最大点[30点]	標準型(価格:技術=1:2) 簡易型(価格:技術=1:1) チャレンジ型 最大点[15点]
80点以上	40	20	30	15
79	35	17	26	13
78				
77				
76				
75	30	14	22	11
74				
73				
72				
71	25	11	18	9
70				
69				
68				
67	20	8	14	7
66				
65				
64				
63	15	5	10	5
62				
61				
60				
実績のない場合	0	0	0	0
60点未満	非選定	非選定	非選定	非選定



## 新基準

請負業務平均成績点	基準配点	公募型・簡易公募型プロポーザル 標準型(価格:技術=1:3) 最大点[44点]	評価点
80点以上	20	44	<p>&lt;評価点の計算式&gt; 請負業務平均成績点ごとの基準配点 × 契約方式別最大点 / 20点</p> <p>&lt;評価点の計算例&gt; 公募型・簡易公募型プロポーザル(最大44点)の場合の、請負業務平均成績点(77点)の評価点は、基準配点が「17」であるため、 <math>17 \times 44 / 20 = 37.4 \div 37</math>点 (少数切り捨て、整数止め)</p>
79	19	41	
78	18	39	
77	17	37	
76	16	35	
75	15	33	
74	14	30	
73	13	28	
72	12	26	
71	11	24	
70	10	22	
69	9	19	
68	8	17	
67	7	15	
66	6	13	
65	5	11	
60点以上65点未満 又は 実績のない場合	0	0	
60点未満	-	非選定	